

株式会社A R K 虐待防止のための指針

第1条（事業所における虐待防止に関する基本的な考え方）

1 株式会社A R K（以下「会社」という。）は、虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の各号の行為を行いません。

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第2条（虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項）

- 1 会社は、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」（以下、「委員会」という。）を組成します。
- 2 委員会その他施設内の組織に関する事項については、虐待防止委員会規程に定めます。

第3条（虐待防止のための職員研修に関する基本方針）

- 1 職員に対する虐待防止研修は、「人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図ること」を基本方針とします。
- 2 虐待防止研修は、委員会が指針に基づき作成した研修プログラムにより行います。

第4条（施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針）

- 1 施設内で虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- 2 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

第5条（虐待発生時の対応に関する基本方針）

1 虐待発生時は、組織として速やかな対応と未然防止に努めます。

① 利用者に対する人権侵害や虐待事案が発生したとき、又はその可能性が疑われるときには、施設・事業所としてその事実確認を速やかに行う。

② 職員が日常の支援現場で虐待の疑いを発見するなど気になることがあった場合は、必ず上司にその旨を伝えるように周知します。

③ 利用者に対して不適切な関わりがあった際は、本人に謝罪し、施設・事業所として安全の確保や不安にならないような配慮をしていきます。ご家族にもお知らせし、誠意をもって対応します。

④ 管理者は虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに障害者虐待防止法にいう通報を行い、市町村・道府県からの立入調査に協力します。

⑤ 通報した者が誰であっても、そのことで不利益が生じないようにします。

⑥ 上記の事案が発生した場合は時系列に記録し、背景要因を探り、報告書にまとめます。必要な場合は家族会においても報告いたします。

⑦ 人権侵害の事案が虐待と認定された場合は、外部の第三者にも加わっていただき、法人として検証と再発防止策を立て、これを公表していきます。

⑧ 虐待を起こしてしまった者に対して、事実が確認できたら就業規則による処分を行います。

⑨ 再発防止の取り組みは、職員との共同のもと計画的に行っていきます。

⑩ 何よりも権利侵害や虐待は未然に防ぐことが重要と認識して、日々の業務改善に努めます。

第6条（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

1 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し、ご利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにします。

第7条（その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針）

1 利用者の家族に対しても、苦情相談の窓口や虐待の通報先について周知するとともに、日頃から話しやすい雰囲気をもって接し、施設の対応について疑問や苦情が寄せられた場合は傾聴し、事実を確認します。